

各地方農政局生産部長
北海道農政事務所生産経営産業部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) (※1) 畜産局畜産振興課長

家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について

今般、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの家畜人工授精用精液証明書を購入することにより、これらを用いて家畜体内受精卵を生産し、不正に流通させた事案が判明した。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）では、同法第 14 条第 1 項により、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液の譲渡及び注入を禁止するとともに、同法第 14 条第 2 項により、家畜体内受精卵証明書が添付されていない家畜体内受精卵の譲渡及び移植を禁止する旨を規定している。

このため、今回判明した事案では、

- ① 家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を譲渡した者は、家畜改良増殖法第 14 条第 1 項に違反した可能性がある
- ② 使用済みの家畜人工授精用精液証明書を流通させた者は、令和 2 年 10 月 1 日に改正家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）が施行されたことに伴い、同施行規則様式第 7 号備考 9 の規定に違反した可能性がある
- ③ 使用済みの家畜人工授精用精液証明書が添付されていることを承知しながら家畜人工授精用精液を雌畜に注入した家畜人工授精師は、家畜改良増殖法第 14 条第 1 項に違反した可能性がある
- ④ 雌畜から家畜体内受精卵を採取し、家畜体内受精卵証明書を発行するに際して家畜人工授精用精液証明書を確認することなく家畜人工授精師により発行された授精証明書の写しに基づいてこれを発行した獣医師は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項に違反した可能性がある
- ⑤ 家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの家畜人工授精用精液証明書を購入することにより、これらを用いて家畜人工授精師及び獣医師に家畜体内受精卵を生産させ、これを不正に流通させた者は、家畜改良増殖法第 14 条第 2 項に違反した可能性がある

など、複数の家畜改良増殖法に違反した可能性がある行為が行われたことにより家畜遺伝資源の不正流通に至っている。

このような不正な流通を首謀した者はもちろんのこと、家畜体内受精卵の生産に携わった家畜人工授精師及び獣医師が確認等を怠った結果、不正行為を未然に防止することができなかったことは大変遺憾である。

これらのことを踏まえ、家畜人工授精用精液等の不正流通の防止を図るため、獣医師、家畜人工授精師及び牛の飼養者が留意すべき事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴農政局 (※2) 管内の都道府県に対し、各都道府県内の獣医師、家畜人工授精師及

び牛の飼養者等に指導の徹底を図るよう依頼願いたい。

また、その際、本職としては家畜遺伝資源の不正流通が疑われる事案については、今後とも家畜改良増殖法に基づく立入検査などを実施し、毅然と対応していく所存であるので併せて周知願いたい。

記

- 1 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を注入又は家畜受精卵を移植する場合には、以下に留意すること。
 - ① 当該家畜人工授精用精液等を融解する前に、家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内受精卵証明書等の原本を確認すること。
 - ② 家畜人工授精用精液証明書等を確認する際には、既に使用された形跡等、外観上不審な点がないか、注入又は移植する精液等の容器（ストロー）と当該証明書等に記載された内容（種雄牛名、採取年月日等）に齟齬がないか確認すること。

- 2 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜受精卵を採取等する場合には、以下に留意すること。
 - ① 家畜受精卵を採取等する前に、授精証明書に添付等されている家畜人工授精用精液証明書の原本を確認すること。
 - ② 家畜人工授精用精液証明書を確認する際には、既に使用された形跡等、外観上不審な点がないか、注入された精液の容器（ストロー）と当該証明書に記載された内容（種雄牛名、採取年月日等）に齟齬がないか確認すること。

- 3 獣医師又は家畜人工授精師は、1又は2により家畜人工授精用精液証明書等の原本を確認できない場合や記載事項に不備が確認されるなどした場合は、注入、移植又は家畜受精卵の採取等をしないこと。

もし、家畜人工授精用精液等の注入、移植又は家畜受精卵の採取等の後に不備に気がついた場合は、授精証明書、家畜体内受精卵移植証明書又は家畜体外受精卵移植証明書、並びに家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書は交付せずに、可能であれば、不備や不審な点分かるよう、写真やコピーを作成した上で、各都道府県畜産担当課（都道府県庁、家畜保健衛生所、振興局等）に連絡し、指示に基づき適正な対応を取ること。

- 4 牛の飼養者は、獣医師又は家畜人工授精師から授精証明書等や家畜人工授精用精液証明書等の交付等を受けた場合には、適切に管理するとともに、牛の廃用等により不要となった家畜人工授精用精液証明書等については、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の運用について」（令和2年9月30日付け2生畜第1105号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）1（2）②の家畜人工授精用精液証明書等のみの譲渡の禁止の規定に基づき、使用済みであることを外観上判別できるようにするなど、適切に処置すること。

施行注意：（※1）は、内閣府沖縄総合事務局あてに記載する。

施行注意：（※2）は、北海道農政事務所あては「貴農政事務所」、内閣府沖縄総合事務局あては「貴事務局」と記載する。

公益社団法人 日本獣医師会 会長
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長
公益社団法人 全国和牛登録協会 会長理事
一般社団法人 日本あか牛登録協会 会長
一般社団法人 日本短角種登録協会 会長理事
一般社団法人 北海道酪農畜産協会 会長
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会 会長
日本ジャージー登録協会 会長

殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について

今般、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの家畜人工授精用精液証明書を購入することにより、これらを用いて家畜体内受精卵を生産し不正に流通させた事案が判明した。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）では、同法第 14 条第 1 項により、家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液の譲渡及び注入を禁止するとともに、同法第 14 条第 2 項により、家畜体内受精卵証明書が添付されていない家畜体内受精卵の譲渡及び移植を禁止する旨を規定している。

このため、今回判明した事案では、

- ① 家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を譲渡した者は、家畜改良増殖法第 14 条第 1 項に違反した可能性がある
- ② 使用済みの家畜人工授精用精液証明書を流通させた者は、令和 2 年 10 月 1 日に改正家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）が施行されたことに伴い、同施行規則様式第 7 号備考 9 の規定に違反した可能性がある
- ③ 使用済みの家畜人工授精用精液証明書が添付されていることを承知しながら家畜人工授精用精液を雌畜に注入した家畜人工授精師は、家畜改良増殖法第 14 条第 1 項に違反した可能性がある
- ④ 雌畜から家畜体内受精卵を採取し、家畜体内受精卵証明書を発行するに際して家畜人工授精用精液証明書を確認することなく家畜人工授精師により発行された授精証明書の写しに基づいてこれを発行した獣医師は、家畜改良増殖法第 13 条第 4 項に違反した可能性がある
- ⑤ 家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの家畜人工授精用精液証明書を購入することにより、これらを用いて家畜人工授精師及び獣医師に家畜体内受精卵を生産させ、これを不正に流通させた者は、家畜改良増殖法第 14 条第 2 項に違反した可能性がある

など、複数の家畜改良増殖法に違反した可能性がある行為が行われたことにより家畜遺伝資源の不正流通に至っている。

このような不正な流通を首謀した者はもちろんのこと、家畜体内受精卵の生産に携わっ

た家畜人工授精師及び獣医師が確認等を怠った結果、不正行為を未然に防止することができなかったことは大変遺憾である。

これらのことを踏まえ、家畜人工授精用精液等の不正流通の防止を図るため、獣医師及び家畜人工授精師及び牛の飼養者が留意すべき事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴会会員に対し、指導の徹底を図りたい。

また、その際、本職としては家畜遺伝資源の不正流通が疑われる事案については、今後とも家畜改良増殖法に基づく立入検査などを実施し、毅然と対応していく所存であるので併せて周知願いたい。

記

- 1 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を注入又は家畜受精卵を移植する場合には、以下に留意すること。
 - ① 当該家畜人工授精用精液等を融解する前に、家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内受精卵証明書等の原本を確認すること。
 - ② 家畜人工授精用精液証明書等を確認する際には、既に使用された形跡等、外観上不審な点がないか、注入又は移植する精液等の容器（ストロー）と当該証明書等に記載された内容（種雄牛名、採取年月日等）に齟齬がないか確認すること。
- 2 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜受精卵を採取等する場合には、以下に留意すること。
 - ① 家畜受精卵を採取等する前に、授精証明書に添付等されている家畜人工授精用精液証明書の原本を確認すること。
 - ② 家畜人工授精用精液証明書を確認する際には、既に使用された形跡等、外観上不審な点がないか、注入された精液の容器（ストロー）と当該証明書に記載された内容（種雄牛名、採取年月日等）に齟齬がないか確認すること。
- 3 獣医師又は家畜人工授精師は、1又は2により家畜人工授精用精液証明書等の原本を確認できない場合や記載事項に不備が確認されるなどした場合は、注入、移植又は家畜受精卵の採取等をしないこと。

もし、家畜人工授精用精液等の注入、移植又は家畜受精卵の採取等の後に不備に気がついた場合は、授精証明書、家畜体内受精卵移植証明書又は家畜体外受精卵移植証明書、並びに家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書は交付せずに、可能であれば、不備や不審な点分かるよう、写真やコピーを作成した上で、各都道府県畜産担当課（都道府県庁、家畜保健衛生所、振興局等）に連絡し、指示に基づき適正な対応をとること。
- 4 牛の飼養者は、獣医師又は家畜人工授精師から授精証明書等や家畜人工授精用精液証明書等の交付等を受けた場合には、適切に管理するとともに、牛の廃用等により不要となった家畜人工授精用精液証明書等については、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の運用について」（令和2年9月30日付け2生畜第1105号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）1（2）②の家畜人工授精用精液証明書等のみの譲渡の禁止の規定に基づき、使用済みであることを外観上判別できるようにするなど、適切に処置すること。